型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＧＳ―1016	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＷＤＲ―Ｃ4.4	吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：18.2kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：29.0kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：30.3kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：30.6kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：32.0kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：33.0kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：33.8kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：35.0kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：36.0kPa	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○国土交通省告示第千百四十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年九月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十四日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＧＳ―1017	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＷＤＰ―Ｃ4.4	吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：17.0kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：30.9kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：31.5kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：34.5kPa	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○国土交通省告示第千百四十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年九月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十四日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｎ―1203	騒音防止装置　いすゞ　Ｈ10―Ｋ901	いすゞ　ＳＤＧ―ＬＲ290＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号
㊒Ｇ―2343	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ22―ＩＤＣ―４ＨＫ１ＴＣＨ２	いすゞ　ＬＫＧ―ＦＴＲ90＊＊、いすゞ　ＳＫＧ―ＦＲＲ90＊＊、いすゞ　ＳＫＧ―ＦＳＲ90＊＊、いすゞ　ＳＤＧ―ＧＳＲ90＊＊、いすゞ　ＳＤＧ―ＬＲ290＊＊	〃
㊒Ｇ―2344	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ22―ＩＤＣ―４ＨＫ１ＴＣＣ２	いすゞ　ＳＫＧ―ＦＲＲ90＊＊、いすゞ　ＳＤＧ―ＦＲＳ90＊＊、いすゞ　ＳＤＧ―ＦＳＳ90＊＊	〃
㊒Ｇ―2345	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ22―ＩＤＣ―４ＨＫ１ＴＣＳ２	いすゞ　ＳＫＧ―ＦＲＲ90＊＊、いすゞ　ＳＫＧ―ＦＳＲ90＊＊、いすゞ　ＳＤＧ―ＦＲＳ90＊＊、いすゞ　ＳＤＧ―ＦＳＳ90＊＊、いすゞ　ＳＫＧ―ＦＲＳ90＊＊、いすゞ　ＳＫＧ―ＦＳＳ90＊＊	〃

○国土交通省告示第千百四十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年九月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十四日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｎ―1204	騒音防止装置　日野　Ｈ10―Ｋ901	日野　ＳＤＧ―ＫＲ290＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊒Ｇ―2346	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｈ22―ＩＤＣ―４ＨＫ１ＴＣＨ２	〃	〃

○国土交通省告示第千百四十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年九月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十四日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ―2338	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―４Ｊ101ＤＢＡ	三菱　ＤＢＡ―ＧＡ４Ｗ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号

○国土交通省告示第千百五十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年九月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十四日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ―2340	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―４Ｊ102ＤＢＡ	三菱　ＤＢＡ―ＣＹ６Ａ、三菱　ＤＢＡ―ＣＸ６Ａ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号

○国土交通省告示第千百五十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年九月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十四日　　国土交通大臣　前田　武志